

PTAのしおり



R2年撮影

目次

会則 P1～P5

付録 P6～P11

練馬区立大泉第二中学校PTA

練馬区立大泉第二中学校 P T A 会則

第 1 章 名称、事務所（所在地）及び代表者

第 1 条 本会は昭和 3 2 年 5 月 1 6 日に設立し、練馬区立大泉第二中学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。（所在地：東京都練馬区東大泉 6 丁目 2 1 番 1 号）代表者は P T A 代表とし、口座管理に関しては会計が行うものとする。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は次の諸項の実現を目的とする。

- 1 民主的教育の理解と推進を図る。
- 2 家庭・学校・社会での生徒の福祉を増進する。
- 3 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の心身の健全なる発達を図る。
- 4 会員の家庭生活及び社会生活の水準を高めるために、成人教育をさかんにする。
- 5 教育方針が確立されるよう努力し、その地域の文化の向上を図る。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体として、他の干渉を受けることなく活動する。

第 4 条 本会は、生徒の福祉のために活動する他の諸団体及び機関と協力する。

第 5 条 本会又は本会役員の名において、本会の目的以外の営利的、宗教的、政治的な活動はしない。

第 6 条 本会及び会員は学校行政に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 7 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員とする。

第5章 役員及び会計監査

第8条 本会の役員及び会計監査は会員中から選出し、次のとおりとする。ただし、各役員の下限の選出はその年度内の会員から選出する。

代表	1名以上	(保護者)
副代表	3名以上	(保護者2名以上、教職員)
書記	4名以上	(保護者3名以上、教職員)
会計	3名以上	(保護者2名以上、教職員)
会計監査	2名	(保護者2名以上)

第9条 役員及び会計監査の任期は次のとおりとする。

- 1 役員及び会計監査の任期は定期総会から1年とする。
- 2 会計及び会計監査は連続して務めることはできない。
- 3 役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、実行委員会の推薦により補充することができる。このときの任期は前任者の残任期間とする。
- 4 任期満了後、以後10年間は役員及び会計監査の選出に対しての可否を選択できる。

第10条 役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）は、次年度の役員及び会計監査候補者を指名し本人の同意を得て総会にはかり、その承認を得なければならない。

第11条 役員及び会計監査の兼任は認めない。

第12条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

- 1 代表は会を代表し、活動を統括する。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある場合はこれに代わる。
- 3 書記は総会の議事を記録・報告し、本会の活動を報告する。
- 4 会計は本会の総ての財産を保管し、予算を編成して定期総会の承認を受け、会計事務を処理する。決算は会計監査を受け、定期総会に報告しなければならない。
- 5 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第6章 総 会

第13条 総会はこれを分けて5月定期総会と3月総会の定期総会及び臨時総会とする。

1 5月定期総会

- (1) 毎年5月までに開く
- (2) 前年度の活動及び決算報告書の承認
- (3) 新年度の活動計画及び予算の承認
- (4) その他重要事項

2 3月定期総会

- (1) 毎年3月末までに開く
- (2) 翌年度役員及び会計監査の承認
- (3) その他重要事項

3 臨時総会

実行委員会で要求のあったとき、又は、全会員の5分の1以上の要求のあったとき開く。

第14条 総会は全会員の5分の1以上の出席によって成立し、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。なお、出席及び決議の同意は電子的な意思表示も含まれる。出席できない会員は、委任状を託すことができる。

第15条 総会の日時、場所及び議題は、前以て会員に通知しなければならない。

第7章 実行委員会

第16条 実行委員会は、本会の役員、各常任委員会の正副委員長によって構成され代表が議長となる。

第17条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 活動計画の審議
- 2 総会に提出する報告書の作成
- 3 必要ある場合に特別委員会を設ける
- 4 その他の会員より委任された事務の処理

第18条 実行委員会は必要あるごとに代表がこれを招集する。

第8章 常任委員会

- 第19条 常任委員会は、広報委員会、各学年委員会及び指名委員会とする。
- 第20条 常任委員会は各学年、各学級から選出された委員と教職員若干名とを以て構成される。
- 第21条 常任委員会は、委員長1名、副委員長2～3名を互選する。但し副委員長1名は教職員とする。
- 第22条 常任委員会の任務は次のとおりとする。なお、該当生徒につき、常任委員の再任に対して2年間の可否を選択できる。
- 1 学年委員会
学年におけるPTA活動の推進
 - 2 広報委員会
広報活動に関する一切の事項
 - 3 指名委員会
役員候補者及び会計監査候補者の指名に関する事項
- 第23条 常任委員会はいかなる活動計画も実行委員会の承認を得なければならない。

第9章 会 計

- 第24条 本会の経費は、会費、活動及びその他の収入をもって当てる。
- 第25条 本会員は総会で決定した会費または臨時会費を負担しなければならない。
また、本会に一旦納入された会費は返金しない。
- 第26条 本会の経費は第2章の目的達成以外に使用してはならない。
- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第28条 本会のゆうちょ銀行の通帳の名義は毎年の総会で選定する会計担当とし、その担当に対して書面で通知する。

第10章 変更及び改正

- 第29条 本会則の変更及び改廃は、すべて総会の議決を必要とする。変更及び改廃案は、前もって全会員に通知しておかねばならない。
- 第30条 有事においてはPTA役員会が学校側（校長・副校長）と協議の上、各種常任委員会の一時的な休止や、委員の選出方法、実行委員会の開催など、その時世の状況に合わせ、柔軟な対応を行うことができるものとする。

(その他)

第31条 部活動世話人会は以下のとおりとする。

- (1) 部活動世話人会は、各部活動の支援を目的とする。
- (2) 各部活動は必要に応じ、保護者より世話人を選出する。
- (3) 世話人会は世話人・役員・教職員により運営される。

付 則 この会則は総会の承認により、令和6年3月11日から実施する。

(備考) 改正 昭和46年4月1日 平成4年4月1日 平成9年3月5日 平成11年4月1日 平成13年3月9日 平成15年5月27日 平成16年5月25日 平成23年3月3日 平成25年2月12日 令和5年3月8日 令和6年3月11日

慶 弔 規 程 大泉第二中学校PTA

本会は生徒および会員に対する助成をはかるため規定をおく。

1. 生 徒

(1) 死亡 香料10000円及び花環

2. 会 員・教 員

(1) 死亡 香料10000円及び花環

(2) 家族死亡

イ) 配偶者 香料5000円

ロ) 子 香料5000円

3. この規程に定めるもののほか、特別な事情のある場合は実行委員会の協議による。

付 則 緊急を要する場合は役員協議を以て実行委員会にかえることができる。

本規程は、令和5年3月8日より実施する。

(備考) 改正 昭和39. 4. 1 昭和41. 4. 1 昭和43. 4. 7
昭和47. 4. 1 昭和48. 9. 1 昭和57. 5. 1
昭和58. 10. 5 平成9. 12. 9 平成11. 4. 1
平成14. 4. 1 令和5. 3. 8

P T A会費納入について

P T A会費は、一口1 5 0 0円を徴収いたします。また、一旦納入された会費は返金いたしません。

P T A会則第25条より

(備考) 改正 令和5. 3. 8

大泉第二中学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、大泉第二中学校 P T A (以下、「本会」という。)が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(守秘義務)

第3条 本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(規程の周知)

第4条 本会は、この規程を総会資料または配付等により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(個人情報の取得)

第5条 本会は、会長または役員が「大泉第二中学校 P T A 加入届」、「大泉第二中学校 P T A 会員カード」等を、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、生徒および保護者の氏名、学年、学級、兄弟姉妹関係、住所、電話番号のほか、各種名簿の作成に必要な事項で本会の役員会で決定した事項とする。ただし、取得にあたっては本人が同意する事項とする。
- 3 要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(同意の取消し)

第6条 会員は、本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。ただし、既に会員に配付している名簿等については、個の会員が責任をもって破棄することでこれに替えるものとする。

(個人情報の利用)

第7条 本会が保有する個人情報は、本会会則第2条の活動目的を達成するため第3条の事業(活動)を行うにあたり、つぎの項目に沿った利用を行う。

- (1) 会員名簿・委員会名簿をはじめとする各種名簿の作成
 - (2) 会議および事業の開催、会報誌等の送付
 - (3) 会費の集金および管理
 - (4) その他、総会または役員会において認められた項目
- 2 本会は、前項第4号により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項に定めることとする。
- 3 本会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第1項に定める項目の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(個人情報の提供等)

第8条 本会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上・生徒の健全な育成の推進のために必要な場合
 - (4) 国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
 - (5) 役員に関するもので、国、東京都、練馬区、PTA連合会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、PTAに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
 - (6) 本会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
 - (7) その他、本会会則第3条の事業（活動）を行うために必要で、総会または役員会で認めた場合
- 2 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。
- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号等
 - (2) 提供した個人情報の項目および件数
 - (3) 提供した理由
 - (4) 提供することに対し対象者の同意を得ている旨
 - (5) その他特に必要があると認めた項目
- 3 本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、つぎの項目について確認を行わなければならない。
- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号等
 - (2) 提供をうける個人情報の項目および件数
 - (3) 第三者が個人情報を取得した経緯

(4) 提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨

(5) その他特に必要があると認めた項目

(個人情報の管理)

第9条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 本会から配付を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

(個人情報の安全管理措置等)

第10条 本会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

2 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

(その他)

第11条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

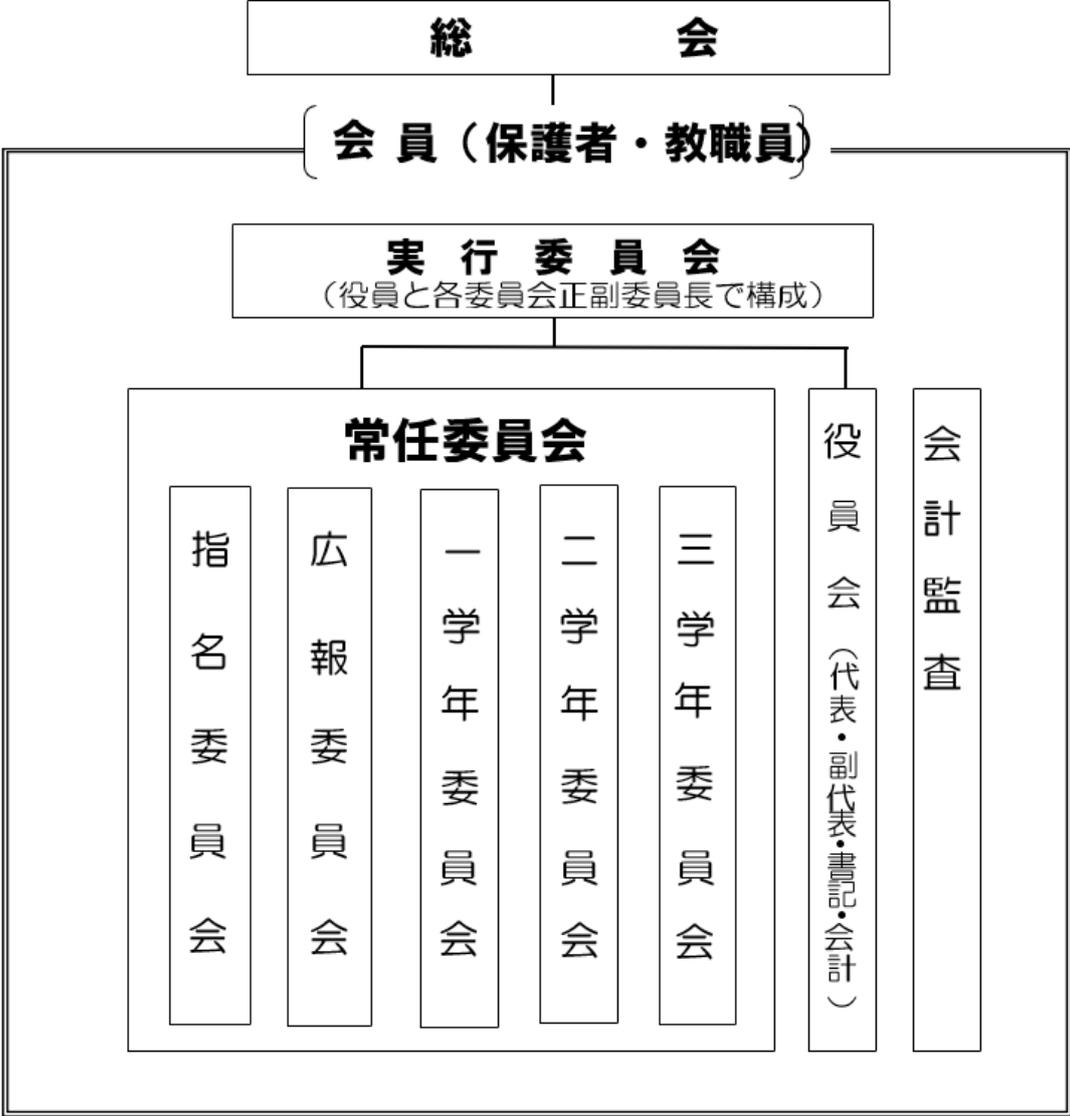
(規程の改正)

第12条 この規程を改正するときは、PTA定期総会において決定を行う。

付 則

この規程は、令和2年2月19日から施行する。

練馬区立大泉第二中学校 PTA組織





3 年間保存

令和 6 年 3 月改正